

【足立区公契約等審議会】会議録

会議名	令和7年度 第2回 【足立区公契約等審議会】	
事務局	総務部 契約課	
開催年月日	令和7年12月3日(水)	
開催時間	午前10時00分～午前12時00分	
開催場所	足立区役所11階 入札室	
出席者	飯塚 優子 会長	田中 真奈美 副会長
	鈴木 欽哉 委員	秦 邦昭 委員
欠席者		
会議次第	1 開会 2 議事 (1) 定例審議 ・議案第1号 東加平小学校全体保全計画にかかる校庭改修その他工事 ・議案第2号 環状七号線改修工事(道路整備課工事第18号) ・議案第3号 路面下空洞化調査(道路整備課委託第8号) ・議案第4号 上沼田東公園東側創出用地活用事業者選定支援業務委託 ・議案第5号 足立区こども計画策定業務委託 3 報告事項 (1) 令和7年度の不調・不落について(10月31日現在) (2) 指名停止措置状況について(6月～10月) 4 その他事項 (1) 多重下請けについて (2) 公契約条例の運用について (3) 足立区契約事務規則の一部改正について (4) 予定価格の事前公表について 5 閉会	
資料	公契約等審議会資料	

(審議経過)

1 開会

【総務部長挨拶】

- ・会議の公開について

○飯塚会長

審議会は公開としますが、非公開情報に関する審議については、議事を非公開とします。

一全委員了承一

2 議事

(1) 定例審議

- ・定例審議抽出説明

○飯塚会長

定例審議案件の抽出理由ですが、工事契約案件と物品契約案件はともに、契約金額の大きいものや内容を確認したいものを抽出しました。

- ・工事契約 3 件

議案第 1 号 東加平小学校全体保全計画にかかる校庭改修その他工事

○工事契約係長

議案第 1 号の説明をさせていただきます。契約件名は、東加平小学校全体保全計画にかかる校庭改修その他工事です。契約方式は条件付一般競争入札の総合評価になります。契約金額は 2 億 2 9 9 0 万円、契約の相手方は誠和光建株式会社で区内事業者となります。予定価格は 2 億 3 0 4 5 万円で、事後公表です。落札率は 9 9 . 7 6 %。工事の概要といたしましては、校庭人工芝改修工事、マンホールトイレ設置工事、校門改修工事等を行っております。続きまして入札参加資格の設定内容になります。4 ページ 5 ページになります。参加資格要件のところの説明をさせていただきます。地域要件といたしましては、区内の本店又は支店を有する認定された事業者と設定しました。共同運営格付としては、一般土木の共同運営格付 A または B 、最

高完成工事高の実績といたしましては、過去 7 年間の最高完成工事高が一定額以上の実績を求めております。特定建設業許可と専任の管理技術者の配置を資格設定内容として設定いたしました。競争入札参加資格の審査結果でございますが、応募事業者が 5 社ございました。入札結果になりますが、入札者数が 2 社、うち価格超過が 1 社ございました。低入札者はなし、辞退者は 3 社となっております。この案件は契約変更がございます。13 ページになります。契約変更を 1 回行っております。金額変更をしておりまして、金額の増加率としては 1 . 9 5 % の増加率になっております。14 ページになります。変更理由ですが、地中にコンクリートガラ等が埋まっていたところによる撤去数量の増と、防球ネット基礎が当初想定していたよりも大きかったというところの工事の内容の変更を行っております。説明は以上になります。

○秦委員

受注制限のところですが、5 ページのところで今回は総合評価方式の条件付一般競争になっています。9 ページの注 5 のところで、複数の入札案件のうち同一事業者が請負うことのできる件数は 1 件とあります。次の 10 ページで、(3) 入札方式（条件付一般競争入札及び公募型指名競争入札に加え、総合評価方式の適用を認めめたものをいう。）が同一であることとなっています。条件付一般競争入札、公募型指名競争入札それぞれ独立に認めるので 2 件というよう聞いています。事案によって資格審査委員会で変更するのは別として、そうでなければ基本的に 2 件、それから総合評価方式は今回入ってきましたので、形態としては条件付一般競争入札、公募型指名競争入札、総合評価方式の条件付一般競争入札、総合評価方式の公募型指名競争入札の 4 種類があるが、総合評価方式は、条件付一般競争なり公募型指名競争入

それぞれに基づくと理解する2種類になります。どう考えればいいのか教えていただければと思います。

○工事契約係長

総合評価方式がついた場合の条件付一般競争入札、それが同時に公表された場合は、受注制限の対象になるということで、累計的には4つになっていますが、扱いとしては2つです。

○秦委員

それぞれ1件ずつと考えていいのですか。1件しかできないと書いてあるのですが。

○工事契約係長

総合評価方式の条件付と、総合評価方式でない条件付が、同時になった場合はどちらも1件です。

○秦委員

条件付一般競争入札の他の事案については、同一方式のため受注制限があってできません。他方公募型指名競争入札はできると2件可能なのか、両方含めて1件落札すると同時期の入札はできないということなのか。今まで聞いているのは、別々に1件ずつできると聞いているが、なかなか文書で読み取りにくい。これで見ると1件しかできないと書いてあるので、1件だけですかという質問です。

○工事契約係長

ちょっと確認いたします。

○秦委員

それからもう1件は6ページのところです。足立区内業者の下請け等活用の状況に応じて、総合評価の場合には3点まで加算するとなっています。過去5年間で3件以上の工事全てで区内の業者を下請けとして使っていれば3点、

その次は2点、1点となっています。下請け業者を使った場合には加点する。そうすると使わない場合、全部自分のところでやつてしまったら0点になる。足立区内の業者ができるだけ使ってもらうというのが本来の趣旨で、そのための加点になっている。そうすると全部自前でやるとなると、その本店は足立区であれば同じ状況です。下請けに足立区内の業者を使つたら3点。自分のところでやつたら0点はどう考えればいいのでしょうか。

○工事契約係長

基本的には、工事であれば、下請け事業者が入ることが多いのかなと思いますが、今回は統計的な数字を取っているわけではないので、必ずそうですとは言えません。

○秦委員

足立区に本店のある事業者が全部自前でやりますと言つたら0点になって、足立区にある下請けを使つたら3点まで行くと。下請けを使えということを推進されているということですか。そういう意味ではないですね。

○工事契約係長

下請け使う場合には区内事業者を入れていただくように協力をいただくことです。

○秦委員

そうです。何故そこは3点つくのに、自分のところでやつたら0点になるのですか。

○契約課長

実際上、そういう事例があるのかどうか確認してみないと。

○田中副会長

今まで下請けを使っている確率が高くて、それを基に評価方式を作っているのであれば、そ

の時点では問題はなかったのですよね。ただそれが自分のとこでできるようにもし変わってきているのであれば、見直す必要があると思うので、まずは実態を明らかにされた方がいいと思います。

#### ○契約課長

確かに建設業界は、人手不足といったところもあります。色々な事業者に協力いただいてやっているという実態もあるので、まずは現状を確認したいと思います。

#### ○工事契約係長

先ほどの受注制限の設定基準のところですが、要項上、入札方式が同一であることというようになっていますので、同一の入札方式、公募型と条件付きであった場合は異なるものと考えます。

#### ○秦委員

1件ずつ、2件ということでいいですね。そうすると1件と書いてあるのは大丈夫だったのですか。

#### ○田中副会長

多分これは、次の各号の全ての要件を満たすと書いてあるので、とにかく満たさなければ1件ではないです。1から4まで全部が当てはまつたら1件ということだと思います。だから入札方式が同一でなければできるということではないですか。

#### ○秦委員

この案件を受注したら、もう入札はできないというふうに取れてしまいますが、そういう意味ではないのですか。もう1件できますよということですか。

#### ○工事契約係長

同一に別の入札方式のものが開札される場合には、それを取れることになります。

#### ○田中副会長

ここに同一であることと書いてあるので、入札方式が同一でなければできるんですよ。この全ての条件を満たしている場合は一件なので。

#### ○秦委員

例えば入札参加制限の場合には、合わせて1件です。入札参加制限実施基準では「及び」と受注制限と同じ表現です。もう少し分かりやすくしてもらえばいいのです。意味は大体分かりました。そのまま素直に取れるかどうかというと、なかなか取りにくいかと思ったのですが、文書の整理だけなのでよろしくお願ひします。

#### ○鈴木委員

工事等契約変更内容公表書ですが、契約変更の理由としては、いつもの工事契約変更の理由と特に違いはないのですが、大体この手の工事は、ほぼ間違いなく変更される流れで工事を行います。テストで調べるというか、手間をかけてから入札にかけるというのは、やっぱり実態に合わないですか。要するに実際に契約した後、業者が入って調べてみたら追加工事になりましたという流れは、変えようがないのでしょうか。

#### ○田中副会長

私も同じことを思っていました。必ず学校は、ガラや不良土が出てくるではないですか。これは想定内なので、事前になんとかならないのかと思いました。

#### ○東部地区建設課長

2つパターンがあります、1つは今まで作ってきた図面がありますという形です。ここにこういう建物を作っていますという形で設計

している場合があって、実際に掘ってみたら予定よりも大きな基礎になっていたというものです。もう1つは、前の前の建物の基礎が埋まっていたというものです。それは全然図面にない時に、設計のタイミングで掘ってみて、物量を確認した上で積み上げるのであればより実際に近くなってくると思うのですが、学校や現場が動いているところでは、来年工事のために少し閉鎖させて掘らせてくださいとか、一律に調査をさせてくださいというのはなかなか厳しいところがあります。また土壤汚染とかは、今までの地歴というか歴史的に多分問題ないだろうと思わないながら、実際処分した時に調査してみると、処分にお金がかかることがあります。なかなか設計の段階で、全て捨てるかというと、なかなか難しい状況になっているというのが現実です。

#### ○田中副会長

それは歴史的なこともあるのかもしれないの、今後そうならないように、きちんと資料を残していただくしかないですね。

#### ○東部地区建設課長

今は変更もきっとやっているので、今ある建物と図面はほぼイコールかなというところですが、昭和の時の図面などは、少し不安な点があることは事実です。

#### ○飯塚会長

本件とこの後の別の案件もそうですが、入札業者表だと5社あったのに、結局3社が辞退してしまって、2社だけが参加して結果としてかなり高い落札率になっています。ここがもっとどうにかならないものかなと、以前から思うところです。ご事情を伺うと、監督員に余裕がないとか、他の工事の受注を考えているとか、そういう事情で辞退されてしまっています。

#### ○契約課長

なかなか区内業者では限られているということや、辞退理由にあるような点があります。また金額的に一定程度事後公表とはいえ、金額の幅を公表していたり、東京都の設計単価が公表されているので、事業者も過去の工事の内容を確認して入札しているので、どうしても利益を取った上で落札したいと考えているところが多いと思います。そうなると、落札率も高い方になってしまっているというのが実情です。

#### ○飯塚会長

多数の業者に参加していただいて、競争が起これば落札率は下がってくると思います。しかし、今回の案件はそういう状況になってないので、もう少し何かあって競争が起きればいいと思います。

#### ○鈴木委員

辞退する業者も、基本的には色々な資料を提出するという手間暇をかけています。要するに単に応募しました、入札に参加させてくださいという形で手を上げるだけではなくて、色々な資料を用意して、手間暇かけた上で最後に辞退になってしまいます。そのため、本当に競争になるような、うまい進め方はないものかと思います。

#### ○田中副会長

人材不足というのが理由になっているものもあるようです。今、業界的にそうなのかもしれない、少し気になります。

#### ○契約課長

多分、手上げをした後に、具体的な発注の内容まで見ずに、その時点で辞退されている方もいると思います。具体的に積み上げた上で辞退される方も、もしかしたらいるかもしれません。

この理由を見ると、そこまで至らずに辞退されている方もいるかと思います。

#### 議案第2号 環状七号線改修工事（道路整備課工事第18号）

##### ○工事契約係長

議案第2号、環状七号線改修工事になります。資料のページで言いますと、16ページからになります。まず契約の内容は、契約方式としては、条件付一般競争入札になります。契約金額は、2億6840万円。契約の相手は丸藤小林土木株式会社で区内の事業者となります。予定価格は2億6917万円余で設定しております。落札率は99.7%です。工事の概要といったしましては、北綾瀬駅前の整備に伴う環状七号線の改修工事となっております。入札参加資格の設定内容ですが、資料といったしましては、18ページ以降になります。参加資格要件は、地域要件としましては区内本店もしくは支店を有する認定された区内事業者、及び23区内に建設業法上の営業許可を持つ本店または支店もしくは営業所ということになります。前回入札不調になっておりまして、前回、条件付一般競争入札の総合評価方式で公表されておりますが、地域要件を23区を含めた方式に変えております。共同運営格付といったしましては、一般土木工事の共同運営格付がAもしくはB、最高完成工事は、過去7年間の実績が一定額の実績を求めております。特定建設業の許可と専任の監理技術者の配置を求めております。続きまして、競争入札参加資格の審査結果は、25ページです。応募事業者数は5社ありました。区内事業者が4社、区外は1社です。続いて入札結果は、26ページになります。入札者数が2社、1社が価格超過となっております。低入札等はなし。辞退事業者が3社ございました。こちらは契約変更をしている案件になります。2回実施しておりますが、1回目の契約変更については、公契約条例の改正に伴って公契約約

款特例条項の変更が必要というところでしております。2回目の契約変更については、28ページ以降に資料がございます。こちらの方は、警察署等との協議によって交通誘導員の人数を変更したことによって、契約金額が増額したというところになっております。説明の方は以上でございます。

##### ○鈴木委員

環七というのは、足立区の道路かなと思って見たら、東京都の道路でした。その工事をするという経緯が分からぬので質問をさせていただきました。そうしたらこの地図を用意していただきました。要するに東京都との連携という意味で、足立区の工事契約で問題ないということを確かめたいという趣旨もあるので、その辺をご説明いただけないでしょうか。

##### ○道路整備課長

環七は確かに都道です。なぜ工事するかというと、その原因の部分ですが、事前にお配りしたA3の図面の資料でいいますと薄緑色の部分です。北綾瀬駅に新たに整備する駅前交通広場を先行して工事して、最後に出来上がる時に環七をいじる必要があるので、分けて工事は出しています。目的として駅前交通広場を新たに作るので、それが原因で環状7号線の外回りについて、直進2車線と左折があるのですが、その左折レーンを新たに設けます。また内回りについて、直進2車線と右折レーンが1車線ですが、右折レーンを設けます。元々は2車線ずつだったものに、内回り外回りを3車線にして、左折とか右折で駅前広場に入るという行為は、どうしても区の原因で必要でしたので、影響部分を東京都にお願いして道をいじらせていただいたということです。通常、ここに限らず隣接する原因で隣接する部分をいじらせてもらうという時は、原因者が工事するのは一般的ですので、それに基づいて区が工事をしたという

ことでございます。

#### ○飯塚会長

17ページの工事概要のところで都費下水道局とあるのですが、この都費下水道局というのはどういう意味ですか。この全体工事は足立区の費用負担でやっているのですが。

#### ○道路整備課長

今回、駅前広場や環状七号線の工事に伴って、そこに埋設されているライフラインについて、電気とかガスとか、上下水道、こういったものを動かす工事が必要になりました。ライフラインの企業者は、占用と言いまして、その土地を使わせてあげる料金を足立区側に払っていますので、道路の工事の原因があつてどかなければいけない時は、全部企業者の負担で企業者が自主的に工事してもらうのがルールです。そのため、ここに載っていない電気、ガスも、区の方でいつまでにどかしてくださいということで、別途どかしてもらっています。ただし下水道に関しては、東京都という同じ行政なので、下水道局の動かしてもらうスケジュールでは駅前交通広場の整備したいスケジュールに間に合わないという状況がございました。そのため、区の方で動かして、その代わりかかった代金を全部東京都の下水道局から後でいただくというスキームでやっておりますので、こういった記載が出ています。

#### ○秦委員

北綾瀬駅の最も注目されている部分の整備ということなので、関心もすごく高いです。その道路工事の入札で、東京区内も対象にしていますが、その割に入札の希望は1社しかいないです。また入札落札率を見ると、もう上限に張り付いて、1社は予定価格を超過しています。足立区ならそんなに多くないと思いますが、23区なので道路だったらすごく多いです。もつ

と入札者がいても良さそうですが、あんまり魅力がないということなのですか。

#### ○道路整備課長

環状七号線は交通量が非常に多くて、また駅前なので夜間工事になります。そうなると少し条件が悪いということで、何度か不調がありました。そのため、区外に広げたのですが、区外業者では職員の宿泊するような余分な経緯がかかってくるので、最終的には区内業者が一番メリットがあって取っていただいたという形になっています。

#### ○契約課長

他の区でも聞いてみると、どこの区も区内優先でやっていて、結局、区内の工事で手一杯で、他の区に手あげるところまではいかないというのが実情のようです。

#### ○秦委員

小さい業者ならば自分の区で手一杯というのは分かりますが、全国でやっている大手業者です。しかも区内では結構大きな事業です。それでも難しいということですか。

#### ○道路整備課長

大本組は、この駅前交通広場の工事をしていましたので、スケールメリットというか隣でやればということで手をあげていただきました。岡山の会社で、職員も全員岡山から家族で来ているようなので、そういう経費を出しても、この駅前交通広場の方は旨味がありました。駅前交通広場の工事は17、8億円であったのですが、環七の道路工事になると額的にも2、3億円ぐらいの工事で、大手だとその経費の部分で少し合わないということは言っていました。

議案第3号 路面下空洞化調査（道路整備課委託第8号）

## ○工事契約係長

議案第3号、路面下空洞化調査なります。資料は、30ページからになります。契約方式としては、公募型指名競争入札になります。契約金額は、7491万円で、契約の相手は株式会社カナン・ジオリサーチ東京支店で区内の事業者となっております。予定価格は9289万円余で事後公表としております。落札率は80.64%です。委託の概要といたしましては、道路の路面下空洞化調査となっております。続きまして、入札参加資格の設定内容になります。資料といたしましては、32ページ以降になっております。共同運営格付につきましては、区内については地質調査の共同運営格付順位を持っている事業者であること、23区内については地質調査の共同運営格付順位が1位から100位である事業者を対象としています。契約の実績といたしましては、令和3年から令和5年度の過去3年間において、国土交通省発注の同種調査の契約実績を有することとしております。主任技術者については、自社雇用の主任技術者を配置することとしています。続きまして、参加資格の審査結果になります。資料は36ページです。応募事業者は、3社ございました。区内が1社、区外が2社となっております。入札の経過になります。37ページでございます。入札者数は2社、価格超過はなしです。辞退事業者が1社となっております。契約変更是ございません。説明の方は以上となります。

## ○秦委員

3年度に渡って千住地域が6年度で、北西部が7年度で、北東部が8年度、3年をかけて全体をやるとこなっていますが、この契約金額7491万円というのは、当年度分ですか、3年分ですか。

## ○道路整備課長

3年分です。

## ○秦委員

落札率が80.64で、2番目が80.81なのですが、八潮の事故以来、自治体は陥没検査のため、大幅に需要が増えているはずです。競争条件が厳しくなっていると思うのですが。予定価格が高すぎたというのか、あるいは各自治体でこの路面下空洞化調査は、急に増えたという状況でもないのか。普通に考えると、需給関係が厳しくなるので、落札率は上がる。あるいは価格超過になりそうですが、2件とも低い。これをどう考えればよろしいのですか。

## ○道路整備課長

この調査は八潮の陥没事故を受けてではなく、5年に1度、定期的に点検をするというルールがあるのでそれに基づくものです。自系列的にも、昨年の令和6年7月からの契約期間で、八潮の陥没事故があったのは令和7年1月末だったと記憶していますので、陥没が起きる前に入札成立しているところであります。陥没事故以降は、水路が区内70kmぐらい張り巡らされているので、追加でこの調査以外に区で多くの調査を出していますが、かなり引き合いが強いので、なかなか作業員がいないといった話をいただいているところです。

## ○秦委員

タイミングのいい状況で出来ている契約だと分かりました。今回の3年分の調査を行うと、足立区でどのくらいカバーされて、残るのはどのくらいですか。

## ○道路整備課長

この調査で使用する車は、道路を破壊しなくてもセンサーというか電波のようなもので、道路の路面の下に空洞があるかどうかを測ることができることが条件になっています。全ての道路ができるわけではなくて、細い道路とか車

が入れないような道路は測定ができません。そのため、ご質問の全体の何パーセンかというところでいくと、足立区内で大体 960 km 道路がある中で、今回 160 km ぐらいですので、割合にすると 15%、16% ぐらいの割合の道路を調査し直しているという対応を行っているところです。ただし、その 15% も闇雲にやっているわけではなくて、陥没が起きた時に大きな事故がある 15 m ぐらい幅員がある都市計画道路や、バスが走っている道路を行っています。さらに千住、宮城、新田という 3 か年の 1 番最初にやった地域は、古い下水道管で陶管といって割れてしまう素材の下水道がたくさん入っている地域で、なるべく細い道路までやるように選定して、大体 15% ぐらいを出しているというような状況です。

#### ○秦委員

これまで既存でもう終わっている部分というのは。

#### ○道路整備課長

実は 15% の道路という考え方を変えずに、それを 5 年ごとに調査していくています。細い道路というのは、空洞化があるかどうかという調査はやったことがありません。それではほつといているのかと言いますと、細い道路に関しては、日々、パトロールで回ったりとか、八潮みたいな大きな陥没ではないのですが、どうしても何十センチかへこんでしまうということは時々起きますので、そういうことが起きたら対応するというやり方でメリハリをつけてやっています。

#### ○秦委員

5 年に 1 回、繰り返し同じところを中心にやっているのですか。

#### ○道路整備課長

ずっと昔からではなくて、今回で 3 回目ぐらいになるので、まだ 15 年ぐらいの歴史です。

#### ○田中副会長

どれくらい見つかるのですか。

#### ○道路整備課長

令和 6 年度に、先ほどの 160 km の 1/3 ぐらい調査していくまして、見つかった箇所は全部で 170 ぐらいでした。ただし、全部が空洞というわけではなくて、ランクがあります。全部で 3 ランクあるのですが、早急に対応しなくてはいけないのが 1 ランクで、やや陥没のリスクが高いというのが 2 ランク目で、陥没のリスクは少ないが経過観察が必要というのが 3 ランク目です。大多数は 3 ランク目で 120 ぐらいです。1 番リスクが高いものが 23 箇所ありました。それは見つけた瞬間、分かった瞬間に直ぐ直します。2 番目のリスクのものが 30 箇所です。ただしイメージを持っていただきたいのですが、今回見つかった 1 番リスクが高いものは、40 cm ぐらいの空洞で、舗装のすぐ下というよりは少し深いところで、形は色々ありますが、球体と想像していただくと、そのぐらいのサイズ感のものが、1 番危険で見つかったものとしては 1 番大きかったものでございます。

#### ○鈴木委員

建物を建てるとか土木工事とかは出来上がるるので、その際のチェック、検収はきちんと見て行なうことができると思うのですが、こういう調査は、本当に調査しているのか、陥没が見つかれば、それが結果として出てくるので調査しているように思えるのですが、調査しなくてもやりましたと言って請求できるような気もします。そのため、このような調査でチェックをどのようにしているのか伺いたいと思います。

#### ○道路整備課長

全部、非破壊のセンサーでやっていますので、そのセンサーの結果の報告書はもらっています。しかし、確かに悪意を持ってやれば、そういうこともあるかもしれないという疑義がありましたので、最初の入札の段階で国土交通省の実績があることで縛らせていただいています。入札でカナン・ジオリサーチとジオ・サーチという2社だったと思いますが、これまで大体この2社がどこの自治体も取り合っている構図です。逆にこの2社はすごく信頼性と実績が高いので、ここに取ってもらいたいという方向でやっていました。

#### ○飯塚会長

テクリスとは何ですか。

#### ○道路整備課長

テクリスというのは技術者を事前に登録する制度で、工事だとコリンズというのがあります。きちんとした技術者が工事につくことを前提に契約するというのを事前に申請してもらって、その人が実際に技術者として登録されたら、それを日本帝国のシステムに登録してもらえるシステムです。

#### ○飯塚会長

1個前のものはテクリスは書いていませんでしたが。

#### ○工事契約係長

3ページにコリンズが書いています。

#### ○飯塚会長

下見積の業者はどちらですか。

#### ○契約課長

工事関係は大体が区の方で、担当課が積算しています。

#### ○飯塚会長

金額が予定価格と乖離があるので、なぜ乖離があるのかということが気になったのですが、人件費が重いからなのですか。もし理由として考えているところがあれば教えていただきたい。

#### ○道路整備課長

おっしゃる通りで、工事は物を買って来たりとかがあるので、かなり落札比率が高めに出ますが、委託関係、今回の調査とか設計の委託とかですと、やはり人件費が主になるので、会社の考え方で少し落札率が下がる傾向にあります。

#### ○秦委員

これは受注制限をかけていますが、受注制限をかけるような事案でもなさそうです。5年に1回で、業者もそんなに多いわけではありません。対象になっていますが、これは統一的な様式なので入れているということですね。

#### ・物品契約2件

議案第4号 上沼田東公園東側創出用地活用事業者選定支援業務委託

#### ○物品契約係長

議案第4号です。契約件名は上沼田東公園東側創出用地活用事業者選定支援業務委託です。契約方式につきましては指名競争入札です。契約種別は委託となります。契約額は1771万円で、契約の相手方は野村証券株式会社金融公共公益法人部で区外業者となります。契約期間につきましては令和6年7月4日から令和7年3月20日となります。業務内容につきましては、対象敷地の現状分析、サウンディング型市場調査を含めた上沼田東公園周辺地域の現状分析及び将来予測、地元の合意形成や活用事業者選定の候補、審査委員会に関する支援を行うことなどがございます。参加資格条件につき

ましては、39ページ、仕様書6に記載がございます。審議対象は、競争入札参加資格の審査結果につきましては、47ページ、入札業者一覧の通りでございます。入札経過につきましては、48ページ、入札経過調書をご覧ください。本件は10社を指名しまして、下見積業者である2社が札入れしました。他8社は辞退という結果になりました。主な辞退理由としましては、参加要件を満たさない、体制確保困難なためとなっております。落札率は91.36%です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

#### ○田中副会長

この案件だけ、落札した業者と2番目との金額の差が大きい気がするしますが、これは何故でしょうか。

#### ○物品契約係長

両方とも下見積業者なのですが、2番目の都市環境計画研究所の下見積りの段階では、予定価格を下回っている下見積書でした。結果は500万円近く大きいというところで、詳細は分かりませんが、人件費と人員体制等を鑑みて入札ではこういった結果になったと推察されます。

#### ○秦委員

足立区内では東京女子医大が来て最も魅力に富んだ発展する可能性の高い地域で、民間のアイデアを使ってサウンディングでやる。それだけに区としてもその運営の仕方が非常に難しいと思いますが、どういう形でやられているのかをお聞したい。資産活用担当課は何人ぐらいですか。おそらく人数は少ないと思うのです。サウンディングは、民間業者に委ねながら、企画立案は課がしなくてはいけない。このサウンディングだと野村証券のセクションに委ねながら協議していくのか、あるいは来てもらって両方一緒になってやるのか、どういう運営のや

り方をこの事案についてはされているのか。事業の相手を決めるまでをやるのか、募集までをやるのか。実際にサウンディングを現在やっていますね。

#### ○資産活用担当課長

今、公募中です。

#### ○秦委員

もう去年で終わっているはずなのですが、現実はまだ続いていますよね。

#### ○資産活用担当課長

資産活用担当課の職員ですが、課長1名、係長2名、担当1名の計4名の課です。業務の内容でございますが、野村証券には、仕様書にもある通り、基本的には今回の公募のスキームを検討する中で色々な情報をもらうことや、サウンディング型市場調査のサポートをやってもらっていました。サウンディングのやり方ですが、区が確認したいところを、どういう質問をしたら区が求めている情報が得られるかといったアドバイスを野村証券にもらいながら、サウンディングの方は進めていました。事業の中身ですが、どこまでやるかというところでは、事業者をプロポーザルの公募というやり方で決めようとしていましたので、事業者の優先交渉権者を決めるところまでサポートしていました。ただし、この委託業務につきましては、本来であれば、昨年度に優先交渉権者が決まる予定だったのですが、公募して手を上げていた事業者が撤退してしまったため、途中で公募が終了しています。この委託業務は、契約の関係上、昨年度で野村証券とは一度業務は終了しています。今年度、改めて野村証券から頂いたノウハウを生かして、区が手弁当で改めて再公募をして、現在、公募を実施中です。明後日に第3回選定委員会を行って、優先交渉権者が決まる予定です。

まだ沢山あるのでしょうか。

○秦委員

今年度は、昨年のノウハウを生かして、課の中でやっているわけですか。昨年まで事業者を決める予定でしたが、辞退されて流れてしまったので、同じことを繰り返しているということですか。

○資産活用担当課長

その通りです。最後まで行かなかつたので、この委託の中の変更を少しして、再募集するにあたって野村証券に色々と資料を整えていただいたという経緯がございます。

○秦委員

それはこの契約金額の中ですか。

○資産活用担当課長

そうです。

○秦委員

野村証券は本体の方でやっているのですか。それともこちらに人が来て課で一緒にやっているのですか。

○資産活用担当課長

基本的には、打ち合わせをする時に来ていただいて、打ち合わせをするという形です。

○秦委員

サウンディングをしたり、その相手とヒアリングをするというのは、その都度来てもらって、こちらでやるのですか。

○資産活用担当課長

こちらに来てもらって行いました。

○鈴木委員

ちなみに、創出用地を活用するという事業は、

○資産活用担当課長

何件もありまして、この他にも現在、動かしている事業がございます。そこはまた別の支援業務委託をかけて実施しているところでございます。

○鈴木委員

少なくとも次の事業に活用できる色々なノウハウが溜まっていくわけですね。

○資産活用担当課長

その通りです。そのため、中には支援業務委託をせずに、職員が手弁当だけでやっているという公募もございます。

○秦委員

民間の活力をまさに利用しながら、小人数でやっておられる。2年目は、自前でやるというのは大変ですね。

○資産活用担当課長

事業者がまさか撤退して決まらないということを想定していました。とはいえた予算も取っていませんし、補正をかけるほどの内容でもなく、概ね同じような公募条件で行けそうだったので、区の手弁当で行うことになりました。

○秦委員

野村証券は再委託をしていないのですか。野村証券本体がやっているのですか。

○資産活用担当係長

野村プロパティーズというところに不動産関係の調査だけは再委託していたと記憶しています。ただし、野村グループの中で、再委託の申請書を出させた上で対応していただいている。

○秦委員

別発注で測量・分筆業務をしているので、野村プロパティーズはこちらの方ではないですか。

○資産活用担当係長

サウンディングに関しては野村証券が全て行っています。本当に1部分だけ前提条件を調べる時に野村プロパティーズを使っているという感じです。

○飯塚会長

この創出用地は元々は何だったのですか。公園の一部ですか。

○資産活用担当課長

上沼田東公園と書いてある土地の1／3ぐらい西側のところに学校跡地がありました。学校が統廃合で土地が空いたので、この学校の土地と元々創出用地だった公園の土地を入れ替えた形で、幹線道路沿いに創出用地を設けて、民間活力を図っていこうという形で事業を進めているところです。

○飯塚会長

何になりそうですか。

○資産活用担当課長

今、公募中です。決定次第、報告させていただきます。

○飯塚会長

サウンディングして、どういった意見があつたのでしょうか。

○資産活用担当課長

上沼田東公園と南側にある高野小学校跡地スポーツ施設、そして今回の創出用地、この3

施設連携を、まずテーマに事業を進めようとしています。内容としては、江北エリアデザイン計画の中で、住んでいるだけで自ずと健康になるという位置付けをしているエリアなので、基本的にはそのテーマに沿った提案をしていただくというところで公募をかけているところです。

○秦委員

令和6年度の時、ヒアリングをしているのがスポーツ施設、物品販売、医療などだったのですが、結局辞退になったので、もう一度やり直しているのですか。そうなるとまた違う業種になるのか、あるいはこのうちから継続してヒアリングしているのですか。

○資産活用担当係長

サウンディング型市場調査というのは、どういう可能性があるのかということを聞き取りして、それを踏まえて区がその公募条件、募集要領を作るために行うので、調査はその時点です終了です。そして作った募集要領に沿って応募をしていただされることになります。

○秦委員

よく野村証券がサウンディングを引き受けてくれたと思います。48ページを見ると、他の業者は類似経歴がないとか、参加条件が合わないとか、なかなかこういう対象としては難しいという表現になっているように思いました。野村証券はだいぶ業体としては違うような感じがするのですが、引き受けてくれたのは、サウンディングについて強みがあるということでしょうか。

○資産活用担当係長

まず今回の契約の募集条件なのですが、4000m<sup>2</sup>以上のこういった土地活用の支援の経験があるということを条件に入れさせていた

だきました。今回の土地は4100m<sup>2</sup>ほどあるので、ある程度大きい土地の活用の検討をやった事業者と一緒に、私たちはやりたかったということがあります。そのため、おそらくその規模観から、他の事業者は入ってこれないところがあったのかもしれませんと思います。野村証券は結構経験が豊富だったので入ってこれたのだと思います。

#### 議案第5号 足立区こども計画策定業務委託

##### ○物品契約係長

議案第5号です。契約件名は足立区こども計画策定業務委託です。契約方式は指名競争入札、契約種別は委託となります。契約金額は12,628,000円。契約の相手方は株式会社地域計画連合で、区外業者となります。契約期間は令和6年7月18日から令和8年3月31日となります。業務内容は、子供や若者の支援における社会の方向性や動向、他自治体の同様の計画の策定状況等を収集・分析し、区にデータ等により情報提供を行うこと。また審議会の運営支援や、計画案や計画資料の作成支援、パブリックコメント支援などがございます。審議対象としましては、競争入札参加資格の審査結果は、57ページの入札業者表の通りでございます。入札経過につきましては、58ページの入札経過調書をご覧ください。今回は、10社を指名しまして、4社が札入れし、6社は辞退となっております。主な辞退理由は、実績不足や体制構築が困難なためとなっております。下見積もり業者としましては、2番目の株式会社創建、3番目の株式会社地域総合計画研究所の2社となります。落札率は72.2%です。

##### ○鈴木委員

こういったことは国や東京都が色々なことをやっていますが、足立区が行う場合には、どういうことを狙っているのでしょうか。

##### ○子どもの貧困対策・若年者支援課長

今回こども計画の策定につきましては、国のことども基本法が制定されたことによって、各自治体に策定が努力義務とされたことによって、今回、策定を進めているという背景があります。その際に国からは、子ども・若者の育成支援と、少子化社会対策と、子どもの貧困対策の3つの視点を計画の中に盛り込むことが、計画の骨組みとして示されております。それに基づいて足立区でも、こども計画策定を進めているところでございます。足立区としては、かねてから子どもの貧困対策に力を置いて実施してきましたので、特徴としては子供の貧困対策の計画をベースに、子どもの新しい計画を立てていくということで進めています。

##### ○秦委員

子ども貧困対策・若年者支援課というのは、スタッフは何人体制ですか。

##### ○子どもの貧困対策・若年者支援課長

今は6名体制です。

##### ○秦委員

この契約は2年間になつてますが、計画自身は1年で終わっていますよね。令和7年3月付けてこども計画は、もう策定が終わって公表されていますよね。

##### ○子どもの貧困対策・若年者支援課長

まだ計画は策定はされていなくて、7年度末で終了となっております。

##### ○秦委員

足立区子ども子育て支援事業計画とは違うのですか。

##### ○子どもの貧困対策・若年者支援課長

それとは違う計画です。

○秦委員

審議会を設けて、審議会で答申を出して、答申を踏まえて計画を立てるという流れですね。通常であれば、主管課がやっていくところですが、そこはなかなか難しいので民間を活用しながら一緒にやっているところだと思いますが、どちらかというと主体になるのは行政の方だと思います。その辺はどういう形で運営がされているのか。特に相手の地域計画連合は、こういうのが得意の分野だと思いますので、地域計画連合のスタッフがどういう形で参画しているのか。例えば足立区に来て、担当課の一角に机と椅子を置いて一緒にやるとか、あるいは来た時だけ会議室で打ち合わせをするとか、どういう役割分担で運営をやられているのですか。

○子どもの貧困対策・若年者支援課長

基本的には、必要な時に来ていただいたり、オンラインでの打ち合わせを通して計画の作業を進めているような形です。契約自体は作業委託になりますので、計画の中身については足立区の方で作り上げています。いわゆる計画のデザインとかいったところについて、基本的な作業を委託しているという中身になります。あとはその計画の中身を組み立てていく中で、他の自治体の参考になる情報とか、国の動きといったところの情報も提供していただきながら作業を進めていくといった流れになります。

○秦委員

この仕様書を読むと、こども計画審議会運営支援と書いてありますが、基本的に担当課がやるようなことを結構委ねながらやっているように見えます。子どもの貧困対策検討会議・検討部会は担当課が中心になるのでしょうかけれども、運営実施というのは担当課がやるようなことを委ねているようにも読みます。計画案、

計画資料、概要書の作成支援を行うとなっていますが、現実に作成するというようになっています。次は区長答申案作成になっています。仕様書に書いてあるので、あたかも委託業者が中心になってやるがごとく書いてあります。そうではなくて、担当課としてきちんとリードしながらやるべきですが、そこはどのようになっているのですか。

○子どもの貧困対策・若年者支援課長

今回、こども計画の策定にあたって審議会は、令和6年度から5回開催していますが、会議の内容等については所管課の方である程度固めています。当日の資料を作成したり、会議の準備を行ったり、当日の議事録を作成したり、会議の内容を後でこちらの方にフィードバックしてもらったりとかの支援を、業者の方に契約の範囲内でやっていただいています。

○秦委員

役割分担は明確になっているのですか。

○子どもの貧困対策・若年者支援課長

役割は明確になっています。

○秦委員

直接、指揮命令しているような形になることはないですね。

○子どもの貧困対策・若年者支援課長

指揮命令をこちらからすることはないです。内容については、例えば資料の作成をお願いしたい場合は、契約の範囲内でやってもらっている形です。

○秦委員

委託者が、担当課に来た時は会議室で打ち合わせをするのですか。

○子どもの貧困対策・若年者支援課長  
会議室で打ち合わせを行っています。

Iでも簡単にできますし、そういった小さいところからでも活用できると思います。

○秦委員

審議会とか検討会の会議と一緒にやっているように思えてしまいます。イメージがなかなか湧きにくいのですが、外部の力を借りながら目的を達するということが大事なので、それで色々な知恵を借りながら、最終目的まで一応作っていくという形が今は多くなっています。どうしても省力を図りながら、最も効率よくやるには、そういう形を取らざるを得ないということになるのでしょうかね。

○鈴木委員

今はAIを活用してという話しが世の中に広まっているのですが、こういった進め方の時にAIを使うといった発想は区役所にはないですか。

○子どもの貧困対策・若年者支援課長

計画を立てる上で、区の進むべき方向性とか、過去の実績を踏まえた計画作りに対しては、なかなかAIを活用しても、例えば足立区としての色とか思いとかといったところまでは、おそらくAIでは難しいかなと考えています。そこは今までの経験値とか所管課の思いといったところが大事になってくるので、そこは人でやるしかないのかなと思います。

○鈴木委員

無闇やたらにAIを活用した方がいいという意見は全くないです。それを全部AIに任せて、出てきたのでやりますということになったら、本当に間違いになってしまいます。

○契約課長

鈴木委員のおっしゃるように、こういった大きい業務の中でも、会議録を作るというのはA

○秦委員

この計画の名称は何になるのですか。こども計画の答申は出ていますよね。それを踏まえて、この1年で来年3月までに出す表題は何ですか。

○子どもの貧困対策・若年者支援課長  
足立区こども計画です。

○秦委員

そうすると今まで一次、二次、今回3次までやられているから、全く別のものを新たに1つ作るということですか。

○子どもの貧困対策・若年者支援課長

今まで、足立区子どもの貧困対策実施計画という計画が1期2期という形で進めてまいりましたが、今回はそれを包含して足立区こども計画ということで、新たな計画として作ります。

○田中副会長

この貧困計画は令和6年度が最終年度ということは、今年1年はないということですか。

○子どもの貧困対策・若年者支援課長  
延長しております。

○田中副会長

今年だけ手落ちになっているわけではないわけですね。それがこども計画に形を変えるのですね

○秦委員

その場合の一次と二次の時は、どういう形で策定されるのですか。

### ○子どもの貧困対策・若年者支援課長

子どもの貧困実施計画は、自前で策定していました。今回こども計画の策定に際して、初めて審議会を立てて、計画を作成するというような経過です。

### ○田中副会長

スケジュールを見ると、パブリックコメントの実施が終わったぐらいだと思うのですが、パブリックコメントはどういう形で収集しているのですか。

### ○子どもの貧困対策・若年者支援課長

非常に策定作業に時間を用いていて、実はパブリックコメントがまだできていません。12月の議会報告を経てからパブリックコメントに実施するということで、少しスケジュールが後ろ直しになっております。

### ○秦委員

2年計画で落札金額1260万円ですけれども、その入札で見ると落札率がものすごく低い。こういう内容のものだと、やればやるほどかさんでくると思うのですが、落札率が低いのは、ノウハウを地域計画連合が持っていると思うので、そういうものを使っているからこのぐらいでできているというように考えればいいのですか。

### ○子どもの貧困対策・若年者支援課長

地域計画連合については、他の自治体でもこども計画を実際に立てていたり、足立区でも実際の基本計画に携わっていたり、都市マスター プランの策定に関わっていました。足立区の計画もよくご存知ですし、他の自治体での計画策定の実績もあるので、そういうところを踏まえると、ある程度行われた金額でできている可能性はあるように推察されます。

### ○飯塚会長

お諮りします。議案第1号から議案第5号までの契約手続きは適正であったと認められるということでご了承いただけますでしょうか。

－全委員了承－

### 3 報告事項

#### (1) 令和7年度の不調・不落について

### ○契約課長

今年度の不調・不落・中止件数の実績でございます。工事に関しては、令和7年度は45件が不調・不落・中止となっています。主な点で言いますと、建築が昨年度に比べて27件で11件増とっていますので、この点が少し大きいところでございます。続いて委託です。委託に関しても、7年度は合計で77件、令和6年度に比べて11件増えている状況です。こちらも主なところで言いますと、設備設計の部分が7年度は34件で8件増というところでございます。2の状況別内訳ですが、不落に関しては54件です。入札はあったけれども落ちなかつたものが54件。手は上がったけれども実際の入札はなかつたものが47件です。入札参加希望なし。これは手も上がりらず入札もなかつたものが8件です。1社しか希望がなくて、できなかつたものが5件で、最後の入札中止というのは、事情により、例えば大規模な工事で、建築がダメになって付随してその電気とか給排水も中止せざるを得なかつたものが8件というものです。合計で122件です。この不調・不落・中止に関して、その後どうなったのかというものが3の処理後結果別内訳のところです。その後、入札をして落札決定したものは49件で、再発注しているものは9件、今年度は対応なしとしているものは33件です。これで91件なのですが、左側の件数は122件とあります。重複している案件がありますので、ここで

差が生じているという状況でございます。61ページから65ページまでは、それぞれの契約の状況でございます。以上でございます。

○秦委員

問題なのは最終的に落札できていないものが問題なので、それが今年度対応なし33件、これが1番問題です。この中身を見ると、工事が10件で、設計が23件です。工事10件のうち9件が建築です。中身を見るとそもそも価格の入札がないのです。どちらかというと辞退と不参加、これがほとんどです。それに対して設計の方は23件あるのですが、設計の方を見ると辞退とか不参加というのもあるけれども、圧倒的に価格超過なのです。入札はしているけれども、要は価格の設定が合わないため結局入札できない。だから性質が随分違うと思います。設計の関係は、足立区の宿命的なところがあって非常に多いので、対策をとらなくてはいけない。問題は工事の方です。工事の方は入札の問題もあるでしょうけれども、それ以前に結構大きな問題があるのではないかと思っています。それはたまたまNHKの首都圏情報ネタ取りで放送されていたのですが、これは全国の話で、特に多いのは東京なのです。官庁工事について入札できない、工事ができないということです。それは労務費がものすごく上がっているものもありますが、要は人員の手当ができるない、労務不足ということがものすごく多いということです。それから物価の高騰などがあってなかなか入札できない。それから民間の事業も結構あるので、そっちの方にも流れるので、そうすると官庁工事がなかなかできない。それは足立区だけではなくて、全国にも多いという報道があって、なるほどと思ったのはまさにこのところなのです。入札がそもそもできてないというのは、業者として入札が厳しい環境にあると考えた方がいいのかどうかです。入札がないので、今年度対応無が10件ぐらいあります。

そうすると別のこととも考えなくてはいけません。NHKの報道では、統合問題とか、市町村が共同で利用するとか色々なことを言っていますが、8市町村で施設の総合利用とか、機能の集約化とか、総務省では統廃合みたいなことを考えるべきだとか、横浜市では労務費だけ上乗せで別個にしたらどうかという話しもあります。要は入札の手続きだけでやっていても、なかなか解決できないような問題が出てきているのではないかということです。そのため、そういった点をどうするのかということも、合わせて考えていく必要があるということの一端が、ここに出ているという感じがしました。

○契約課長

入札制度だけではどうしようもないという点もありますので、特に施設営繕部の建築や設計を発注する課の方でも、色々と不調・不落の対策を取っています。例えば前倒しで予算を取って、発注時期をずらしています。大体どこの自治体も年度当初に集中してしまう傾向があって、夏休みの工事というものもあるので、工期をずらしたりとか、発注事業をずらしたりといった工夫をしています。しかし、先ほどから発言があるように、どうしても事業者の人手不足であったり、物価高騰等であったり、様々な社会状況があって、なかなか入札まで至らないという状況は続いているのが実態です。少しでも何か対策は取らなければいけないと思うのですが、これというものがなかなか無いというのが現状でございます。

○田中副会長

今日の案件は、今までよりも人手不足系の辞退が目立ったような気がします。良い案は無いのですが、何らかの対策を考えていけるといいかと思います。

○鈴木委員

足立区で言うと解体などは、業者が多くて不調・不落にならないです。要するにベースとなるものがそれぞれ違うから、対策もおのずと違ってきますので、対策が難しくなります。また環境がどんどん変わってきたので、その都度色々なことを考えなくてはいけないことだと思います。

#### ○飯塚会長

令和6年度と比較していますが、令和5年度と令和6年度を比較して増えていたような気がするので、さらに今年もかなり増えているようだと、対策をしなければ本当に回らなくなってしまうところに来ているだろうという印象を受けます。令和8年度は改善していくかと言うと、そうなる様子は今のところ見られないような気がします。そのため対策を考えなければいけないという感じはしますが、難しいというのが実態だと思います。

#### ○契約課長

少し悪循環になっていると思います。不調が続くと、新たなものにどんどん積み上がってしまいます。

#### ○総務部長

柔軟に考えて、発注時期が集中していたのを前倒しにしても、夏休み学校工事という概念はどうしてもあります。子供たちの学習の環境を担保するために、夏休みに集中して工事をすることにどうしてもなります。段階的に工事をして、なるだけ夏休み以外のところでも工事を入れられるようにすることで、少しでも改善できることがあります。予算取りの問題もあるので、工事が必ず年度の始めというよりは、前の年度から議会のご承認をいただいて、取りかかりができるだけ早くできるようにするということをやっています。

#### ○秦委員

公募型の指名競争入札ではなかなか落ちなくて、指名競争入札にしたら落札しているというのが結構あります。これはどのように考えればいいのですか。

#### ○契約課長

理由は1つではないと思いますが、事業者からすると、指名してくれたので入れようという気になるというのは実際にあるようです。何も声かけないでいると、自分たちの利益を取れるものだけに入札をしてくるようです。

### (2) 指名停止措置状況について（6月～10月）

#### ○契約課長

今回は6月から10月で14件ございました。まず67ページでございますが、こちらについては東京都で営業停止処分がございました、それに伴って区の方でも3社に、4か月の指名停止したものでございます。次の関東建設工業株式会社については、令和7年6月に、入札妨害の疑いで逮捕起訴されたという事件がございまして、それに伴いまして4か月の指名停止をしたものでございます。次の芝園開発株式会社ですが、足立区の自転車対策の業務委託で、移送所の責任者が着服をしたものでございます。そういう事故があったため、3か月の指名停止をしたものでございます。こちらについては、会社としてはきちんと区の方に報告をして、お金についても事業者の方できちんと手当をして、その責任者の方にもきちんと事情聴取をして誠実に対応していたところでございます。次の株式会社中央技術コンサルタンツについては、7月に宮城県の気仙沼市で、入札妨害の疑いで逮捕された事件がございましたので、それに伴いまして2か月の指名停止をしたものでございます。続きまして68ページでございます。十一堂印刷株式会社については、一

旦落札したのですが、すぐに辞退をされてしまったものでございます。これは印刷物だったので、仕様書の内容で納期を2回に分けて納品し、2回の納品に合わせてそれぞれ2回校正するという仕様書だったのですが、1回の校正で、1度に全部を印刷をして、その後、納品を2回に分ければいいというように勘違いしていたというものです。そういう内容だとできないということで辞退されたので、3か月の指名停止をしたものでございます。次の株式会社トップケンですが、公園遊具の点検委託で落札したのですが、落札の翌日に人員不足を理由に辞退したというものでございます。次の株式会社イトダネームについては、デフリンピックの記念品の購入で落札したのですが、同等品の場合は事前に所管に内容を確認して了承を得てから入札することとしていたのですが、入札前に所管の了承得ずに落札後に確認したもので、認められる内容ではなかったので、辞退ということで指名停止になっています。最後の4社に関しては、具体的には2社で工事と物品ですけれども、9月に独占禁止法違反で、トラックとかの車両の販売価格の引き上げについて、両者が合意して競争を実質的に制限したということがございましたので、こちらについては2か月の指名停止をしたものでございます。

#### 4 その他事項

##### (1) 多重下請けについて

###### ○契約課長

一つ目は多重下請けについてです。これは議会からご意見がありまして、下請けが例えば五次、六次とか多くなってしまうと、労働報酬下限額がきちんと支払われないのではないかという背景をもとにお話しがありました。例えば他の自治体では三次までに制限をかけているところもあるようです。そのため、足立区もそういう制限をかけるなど、まずは他の自治体の状況を把握して制限をかけるなどの対策をし

たらどうかというご意見がございます。建設業界にも確認したのですが、今は、下請けは三次ぐらいまでに、ほとんどが収まっているという状況だと聞いています。また労働組合にも聞いたのですが、最近は三次ぐらいに収まっているという認識をおっしゃっていました。区の方でも、公約条例の適用の工事に関しては、ほとんどが下請け三次までとなっています。あっても四次というところです。建設業界からも、五次とか六次というのは昭和の話で、今は違うといったご意見がありました。

###### ○飯塚会長

多重下請けについては、労働報酬下限額の問題もそうですし、他にも責任の所在が不明確になるとか、元請けの指示がどこまできちんと下請け三次、四次、五次、六次ぐらいまで現場に伝わっているかとか、その上で仕上がりについて懸念が生じていないかとか、色々な問題があります。もしそういう実態があるのであれば、その通り制限をかけることを検討するというのも1つの考え方だと思います。けれども、実態がそこまでないということであれば、どこまでするかというところですかね。

###### ○田中副会長

このアンケートは実施されているのですか。

###### ○契約課長

お手元にお配りしているのは、労働組合が行ったアンケート調査で、現場に行って調査をしているものです。

###### ○田中副会長

その結果からも三次ぐらいまで、それから先はあまりないということなのですか。

###### ○契約課長

具体的には、今、手元にはないのですが、組

合の代表の方と話した時には、三次ぐらいまでということでした。

#### ○田中副会長

飯塚会長がおっしゃるように、きちんとお給料が担保されているかどうかというところが1番の問題だと思うので、そこがきちんとされていれば、まずは大丈夫なのかなという気がします。

#### ○契約課長

集計しているものを見ているのですが、大体一次、二次です。三次、四次というのはほとんどないです。

### (2) 公契約条例の運用について

#### ○契約課長

公契約条例の運用についてです。これも労働組合や議会の方からご意見があつて、例えば公契約制度の実行性を上げるために、今、お話しがあった組合が行っている現場でのアンケートを、区の方でも定期的に抜き打ちで、労働者に直接ヒアリングを行つて、やるべきだというご意見を頂戴しています。こちらについて区としては、まず通報制度があつて、労働者から下限額を下回っているという通報がないところで、抜き打ちでやるというのは少しやりすぎかなと思っていますので、そこはできないと思っています。事業者にもお聞きしたのですが、金額に関してはきちんとお支払いしていますとのことです。かなりの人材不足で、人を集めのも大変で、払わないと集まらない状況だということも聞いています。公契約条例では、通報があつた時、疑義があつた場合には、区の方で元請け業者に調査をすることになっていますので、条例に記載していないものを行うというのは、違うのではないかという意見もござります。そういうところを踏まえて、なかなか実際に抜き打ち調査とか、直接労働者にヒアリン

グを行うことは難しいと思っています。また労働報酬審議会でも、事業者側、建設業界側、専門家の方で意見が様々ありますので、そういう点を踏まえて、ご意見を頂ければと思います。

#### ○田中副会長

まずは通報制度があるということの周知徹底を、行っていくことではないかと思います。

#### ○鈴木委員

行政としてやるべきことはもちろんあるわけで、それを超えて問題が起きてないのに追加で何かやりましょうというのは、私はやりすぎだと思います。問題が出てきたら、それについて行政としてさらに追加してやるべきだという議論はあって当然だと思いますが。

#### ○飯塚会長

労働組合の方でそういう実態を把握したのであれば、労働者本人に働きかけて通報ということもあり得ると思いますので、通報があれば対応するということでよいと思います。

#### ○秦委員

今回の公契約条例の改正の趣旨からいと、従来のやり方だと事業主としての負担が極めて多いのでなかなか対応は困難ですし、行政側も個別にチェックするという仕組みにしていくので、非常に負担が重い状況で動きにくいという状況だったのを、大きく切り替えたわけです。要は簡素化するというのか、個々にチェックするのではなくて報告方式にして、事業主に判断を委ねていく。もう1つは労働者について、周知が不徹底だったので、きちんと周知を深めていくというか、認識を高めていくことによって、個々の労働者がチェックをして申し出てもう、そういう仕組みに切り替えて負担を軽くすることによって適用対象を広げたということが本来の趣旨です。新たに事業主の負担を増

やすとか、あるいは区の行政の財政負担なり事務負担を増やすといったことは、そもそも念頭に置いてない体制に改正していますので、それに合わせた形で、より効果があるような形でやっていく必要があると思います。そういう意味では、1番の中心はその事業主がきちんと認識して、労働者への周知をやらなくてはいけないということは当然あるとしても、1番大事なのは労働者が認識を持ってもらうということです。今でも公契約条例を知らない人が7割近くいて、下限額を上回る金額もらっているという認識も、大体7割から8割ぐらいなのです。令和5年のアンケート調査では、多くの人はもらっているという。しかも、もらってないというところも確認したら、必ずしもそうではなかつたということで、基本的にはうまく回っているというのが今までの我々の認識です。そこを回ってないということであれば、やはり周知をより一層やっていく。まだ制度改正したばかりですから、効果の浸透を図っていくには、やはり周知が必要なので、周知を区が直接できるところがあれば、そこはやっていく必要があるし、事業主が本来は責任があるので、事業主がやっていけるように接触しながら高めていく。そこをやっていくべきで、新たに事業主の事務負担を強いることは、せっかく事務負担の軽減を拡大しているのに、逆行するようなことはあんまり望ましくないし、区の方もその趣旨に合わせて浸透させるというのが1番重要なところです。そこを一層やっていくべきだと思います。新たな負担というのは、非常に難しいですし、本来の制度改革の趣旨と反するような話しなので、制度改革の趣旨に合わせて、よりそれを効果ある形で進めていくべきだと思います。

#### ○契約課長

事業者も、事業側がきちんと労働者に周知することを言っていますし、区側も公契約現場に行って、労働者に直接ということではなく

いのですが、現場の代理人とか責任者を通じて周知を図ったり、ポスターが貼られているかとか、そういったことはやっていますので、そういったところで周知を強化していきたいと思っています。また例えば朝礼の場面を使って、区の職員が労働者に直接周知をすべきだというご意見もあるのですが、さすがにこれから作業をしようとする時にやるのはどうかと思っています。

#### ○秦委員

事業主を抜いた区の役割って何ですか。やはり事業主がいて、事業主と雇用者の関係なので、そこに区が入っていくというのはなかなか考えにくいし、会社の趣旨からすると著しく違うような話だと思います。

#### ○田中副会長

ものすごく問題が起こっているというのであれば話は別ですけれども、そうでない段階でそこまでする必要性を私は感じません。

### （3）足立区契約事務規則の一部改正について

#### ○契約課長

次は契約事務規則の一部改正についてです。前回の審議会の中で少しお話しさせていただきましたが、工事については主管課契約を130万円だったのを200万円に引き上げる。物品関係については30万円までだったのを80万円に引き上げるというものです。小学校、中学校についても、区長部局の6割程度を基に引き上げるというものでございます。これは府内にも通知して、事業者の方にも、ネットの中で周知を図っています。この1月から改正をする予定でございます。

### （4）予定価格の事前公表について

#### ○契約課長

予定価格の事前公表を、不調対策の一環とし

て、してはどうかというご意見が庁内の中でありました。これまでの経緯からする、事件事故が足立区であって、工事でいうと1億円だったのを6000万円に引け下げて拡大をしてきたという経緯があるので、どうなのかなと思うところもあります。これから予定されている大規模な工事、例えば特定の案件だけを事前公表にするとかということも、どうかということをお聞きしたいと思っています。

○秦委員

趣旨はどういう意味ですか。

○契約課長

不調対策です。

○秦委員

さつき見たように、ほとんど価格の入札がないのです。だから入札以前の問題なのです。入札していて価格超過しているというのであれば、まだ事前公表して誘導するということはありますですが、そもそも入札がないのです。先ほどの工事で見たように、辞退するか不参加なのです。1件か2件、特に6000万円以上なので、2件あって、2件のうち1件価格超過というのはありましたけれども。例外的なもののために、入札制度改革をしたにも関わらず変えるということは、大きな理由がないと、本格的に不調問題でそこがクローズアップされて、そうなるという確証が持てるならばまだ有りうるとは思いますけれども、そうでない限りはやらない方がいいと思います。6000万円以上が事後公表になっています。原則は入札制度は事後公表です。それは国の方針だし、総務省の方針だと思います。

○契約課長

事業者にも聞いたのですが、不調対策ということだと、事前公表にしたからといってそこは

問題でないとのことでした。

○鈴木委員

もし技術者がいなかつたら、事前公表されても、その金額を見てどこからか技術者引っ張ってくるかという発想にはならないと思います。

○田中副会長

総合的に考えて、あまり効果がないような気がします。

#### 4 閉会

○飯塚会長

本日の審議会はこれまでとします。議事録は事務局で作成して、各委員に送付願います。委員全員が内容を確認後に、区長へ提出といたします。よろしいでしょうか。

－全委員了承－

○飯塚会長

以上をもって令和7年度第2回足立区公契約等審議会を閉会します。円滑な議事進行にご協力をいただき感謝いたします。